



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
6 月 19 日 (木)
号 外
第 30 号

目 次

条 例

○職員の育児休業等に関する条例等の一部改正	3
○栃木県手数料条例の一部改正	8
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	9
○栃木県県民の森条例の一部改正	10
○栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	11
○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正	11

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（栃木県条例第25号）

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図ること等のため、次の条例について所要の改正をすることとしました。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例
- (2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- (3) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第26号）

1 建築士事務所登録申請手数料の額を改定するため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 (2025) 年 8 月 1 日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（栃木県条例第27号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されること等に伴い、次の条例について所要の改正をすることとしました。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 栃木県障害者総合相談所条例

2 この条例は、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県県民の森条例の一部改正（栃木県条例第28号）

1 栃木県県民の森のキャンプ施設の整備に伴い、当該施設の利用料金の基準額等について、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（栃木県条例第29号）

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を次のとおり改定するため、所要の改正をすることとしました。

区 分	報 酬 額
選挙長、選挙分会長及び審査分会長	日 額 12,200 円
選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人	日 額 10,100 円

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第30号）

1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 3 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 4 栃木県民の森条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 19 日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第25号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年栃木県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) を除く。以下同じ。) (第1号部分休業の承認) 第26条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業 (以下「第1号部分休業」という。) の承認は ____、30分を単位として行うものとする。 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を	(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) を除く。____。) (部分休業の承認) 第26条 部分休業の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間 (非常勤職員 (短時間勤務職員を除く。以下同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を

受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第13条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第13条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	(部分休業に係る給与の減額) 第27条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受け て勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第14条及び栃木県公立学校職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に学校職員給与条例第19条第1項又は栃木県公立学校職員給与条例第11条の5第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、人事委員会規則で定める額）を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をした _____こととする。	(部分休業に係る給与の減額) 第27条 職員が _____ 部分休業の承認を受け て勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第14条及び栃木県公立学校職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に学校職員給与条例第19条第1項又は栃木県公立学校職員給与条例第11条の5第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、人事委員会規則で定める額）を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第28条 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務又は部分休業が承認されることとなったこととする。
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正) 第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	改 正 後	改 正 前
第17条 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に 対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	第17条 略	第17条 略

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第29条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第17条の4 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第17条の3 略

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)
第 3 条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 7 年栃木県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第16条 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年栃木県条例第 2 号）第 29 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に對して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 職員の育児休業等に関する条例第 29 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に對して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	第16条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等) 第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等 に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第16条の4 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第16条の3 略
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(人事課)

栃木県条例第26号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～463 略		1～463 略	
464 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録の申請に対する審査	1 一級建築士事務所の登録の申請に係る審査 22,000円 2 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に係る審査 20,000円	464 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録の申請に対する審査	1 一級建築士事務所の登録の申請に係る審査 16,000円 2 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に係る審査 11,000円
464の2～517 略		464の2～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第27号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 3 年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(非常災害対策) 第 5 条 指定障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第 1 項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業者若しくは省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2 ～ 4 略			(非常災害対策) 第 5 条 指定障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第 1 項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業者若しくは省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2 ～ 4 略		
(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第 2 条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 3 年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第 2 条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 3 年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		
(非常災害対策) 第 4 条 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の			(非常災害対策) 第 4 条 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の		

周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。	周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。
2 ～ 4 略	2 ～ 4 略

（栃木県障害者総合相談所条例の一部改正）

第 3 条 栃木県障害者総合相談所条例（平成30年栃木県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（業務） 第 2 条 相談所は、次に掲げる業務を行う。 （1）身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第18条第 2 項の措置に係るものに限る。）並びに同法第 4 条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと並びに必要に応じ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第26項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (2) ～ (4) 略	（業務） 第 2 条 相談所は、次に掲げる業務を行う。 （1）身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第18条第 2 項の措置に係るものに限る。）並びに同法第 4 条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと並びに必要に応じ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第25項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (2) ～ (4) 略

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（障害福祉課）

栃木県条例第28号

栃木県民の森条例の一部を改正する条例

栃木県民の森条例（昭和49年栃木県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条の3関係）			
キャンプ施設の種類	単位	基 準 額	
キャンプサイト	1 区画 1 泊につき	2, 610円	

別表（第6条の3関係）		
キャンプ施設の種類	単位	基 準 額
バンガロー（定員4名）	1 戸 1 泊につき	11, 100円
高床式固定テント（定員5名）	1 張 1 泊につき	3, 360円

シャワー		持込みデント用キャンプ場	1 張 1 泊につき	550 円
略		コイン式シャワー	略	
備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動としてキャンプサイトを利用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。		備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動としてキャンプ施設（コイン式シャワーを除く。）を利用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(自然環境課)

栃木県条例第29号

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(報酬の額)			(報酬の額)		
第 2 条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。			第 2 条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。		
(1)～(3) 略			(1)～(3) 略		
(4) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額12,200円			(4) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額10,800円		
(5) 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額10,100円			(5) 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額8,900円		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第30号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)			(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)		
第 8 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条			第 8 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条		

の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものがあることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭
(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31万6,250円と586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものがあることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31万6,250円と541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 60万 9,690円と30円73銭にその500を超えて得た金額との合計金 額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 58万 6,905円と28円35銭にその500を超えて得た金額との合計金 額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
(市町村課)